

# 秋の金利上乘せ定期キャンペーン

販売期間:平成30年9月10日(月)~平成30年10月31日(水)

組合員様  
限定

※組合には1口(1,000円)以上のご出資で加入できます。

## 秋のうまい美米 定期貯金

1年もの

年 **0.2%**

(税引後 0.159%)



JA 松山市キャラクター  
まる芽ちゃん



- 商 品 名: スーパー定期貯金(愛称:美米定期貯金・1年)
- 販 売 対 象: 個人のお客様かつ組合員さま限定(新たにお預入いただく資金に限ります)
- 預 入 期 間: 1年自動継続(元金継続または元利金継続)としてお取扱いします。
- 預 入 金 額: 10万円以上1,000万円未満(1円単位)ATMでのお預入は対象外となります。
- 適 用 利 率: 出来上がり0.2%(税引後 年0.159%)
- 預 入 形 態: 通帳式・証書式どちらでもお取扱い可能です。
- 満 期 後 の お 取 扱 い: 初回満期後は、自動継続します。満期日におけるスーパー定期貯金(1年もの)の店頭表示利率を適用します。
- 税 金: 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。  
\*平成49年12月31日までの適用となります。
- 中 途 解 約: 初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払戻します。
- 募 集 金 額: 10億円
- 貯金保険制度(公的制度): 保護対象/ 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
- 苦情処理措置および紛争解決措置の内容: 苦情処理措置/ 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所・出張所または金融推進部(電話:089-946-1611)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。  
紛争解決措置/ 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融推進部又は愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
- そ の 他 参 考 事 項: 取扱期間中であってもお申込み総額が募集金額の上限に達した場合や諸情勢により、お取扱いを終了する場合があります。

新規に20万円以上定期貯金をご契約いただいた方に

先着で「久万高原の清流米(2合)」もしくは「まる芽ちゃんグッズ」プレゼント!

詳しくはお近くのJA松山市 各支所窓口までお問い合わせください。

 **JA松山市**

金融推進部 TEL 089-946-1611(代)  
〒790-0003 松山市三番町八丁目 325-1